

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律

(平成15年法律第130号)

(目的)

第1条

この法律は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会(以下「持続可能な社会」という。)を構築する上で事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体(以下「国民、民間団体等」という。)が行う環境保全活動並びにその促進のための環境保全の意欲の増進及び環境教育が重要であることにはかんがみ、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育について、基本理念を定め、並びに国民、民間団体等、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な事項を定め、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条

この法律において「環境保全活動」とは、地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全(良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。)を主たる目的として自発的に行われる活動のうち、環境の保全上直接の効果を有するものをいう。
2 この法律において「環境保全の意欲の増進」とは、環境の保全に関する情報の提供並びに環境の保全に関する体験の機会の提供及びその便宜の供与であって、環境の保全についての理解を深め、及び環境保全活動を行なう意欲を増進するために行われるものをいう。
3 この法律において「環境教育」とは、環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。

(基本理念)

第3条

環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育は、地球環境がもたらす恵みを持続的に享受すること、豊かな自然を保全し及び育成してこれと共生する地域社会を構築すること並びに循環型社会を形成し、環境への負荷を低減することの重要性を踏まえ、国民、民間団体等の自発的意思を尊重しつゝ、持続可能な社会の構築のために社会を構成する多様な主体がそれぞれ適切な役割を果たすこととなるように行われるものとする。
2 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育は、森林、田園、公園、河川、湖沼、海岸、海洋等における自然体験活動その他の体験活動を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることの重要性を踏まえ、地域住民との他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るよう努めるとともに、透明性を確保しながら継続的に行われるものとする。
3 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育は、森林、田園、公園、河川、湖沼、海岸、海洋等における自然環境をはぐくみ、これを維持管理することの重要性について一般的な理解が深まるよう、必要な配慮をするとともに、国土の保全その他の公益との調整に留意し、並びに農林水産業その他の地域における産業との調和、地域住民の生活の安定及び福祉の維持向上並びに地域における環境の保全に関する文化及び歴史の継承に配慮して行われるものとする。

(国民、民間団体等の責務)

第4条

国民、民間団体等は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、環境保全活動及び環境教育を自ら進んで行なうよう努めるとともに、環境保全の意欲の増進その他の環境の保全に関する取組を行うことにより、他の者の行なう環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育に協力するよう努めるものとする。

(国の責務)

第5条

国は、経済社会の変化に伴い、持続可能な社会の構築に關し国民、民間団体等が行なう環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育の果たすべき役割がより重要なことにかんがみ、基本理念にのっとり、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育を行なう国民、民間団体等との適切な連携を図るよう留意するものとする。
2 国は、基本理念にのっとり、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体の責務)

第6条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に關し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的・社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(基本方針)

第7条

政府は、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
2 基本方針には、次に掲げる事項について、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育の動向等を勘案して、定めるものとする。
一 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な事項
二 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に關し政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
三 その他環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する重要な事項
3 環境大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。
4 環境大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案の作成に関する事務のうち、農林水産省、経済産業省又は国土交通省の所掌に係るものについては、それぞれ、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣と共に共同して行なうものとする。
5 環境大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、広く一般の意見を聴かなければならない。
6 環境大臣及び文部科学大臣は、第3項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
7 第3項から前項までの規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県及び市町村の方針、計画等)

第8条

都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的・社会的条件に応じた環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する方針、計画等を作成し、及び公表するよう努めるものとする。

(学校教育等における環境教育に係る支援等)

第9条

国、都道府県及び市町村は、国民が、その発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることができるように、学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策を講ずるものとする。
2 国、都道府県及び市町村は、環境の保全に関する体験学習等の学校教育における環境教育の充実のための措置、環境教育に係る教育職員の資質の向上のための措置その他必要な措置を講ずるものとする。
3 国は、都道府県及び市町村に対し、第1項に規定する施策及び前項に規定する措置に關し必要な助言、指導その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
4 国は、前項の措置を講ずるに當たっては、都道府県及び市町村に対し、第17条の規定による情報の提供(第11条第7項に規定する登録人材認定等事業に関する情報の提供を含む。)その他の環境教育の推進に資する情報の提供等により、学校教育及び社会教育における環境教育の実施の際に、環境の保全に関する知識、経験等を有する人材が広く活用されることとなるよう、適切な配慮をするよう努めるものとする。
5 国、都道府県及び市町村は、環境教育の内容及び方法についての調査研究を行い、その結果に応じて、これらの改善に努めるものとする。

(職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育)

第10条

事業者及び国民の組織する民間の団体(次項及び第23条第1項において「民間団体」という。)、事業者、国並びに地方公共団体は、その雇用する者に對し、環境の保全に関する知識及び技能を向上させるために必要な環境保全の意欲の増進又は環境教育を行うよう努めるものとする。
2 国、都道府県及び市町村は、民間団体又は事業者であつてその雇用する者に對して環境保全の意欲の増進又は環境教育を行うものに對し、環境の保全に関する指導を行なうことができる人材、環境保全の意欲の増進又は環境教育に係る資料等に関する情報の提供その他の必要な支援を行なうよう努めるものとする。

(人材認定等事業の登録)

第11条

環境の保全に関する知識及び環境の保全に関する指導を行う能力を有する者を育成し、又は認定する事業(以下「人材認定等事業」という。)であつて主務省令で定めるものを行なう国民、民間団体等は、当該人材認定等事業について、主務大臣の登録を受けることができる。
2 前項の登録(以下この条及び第13条から第15条までにおいて単に「登録」という。)の申請をしようとすると者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
二 人材認定等事業の内容
三 その他主務省令で定める事項
3 次の各号のいずれかに該当する者は、登録の申請をすることができない。
一 第26条に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
二 第14条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
三 法人その他の団体であつて、その役員(法人でない団体にあっては、その代表者)のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの
4 主務大臣は、登録の申請に係る人材認定等事業が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その登録をしなければならない。
一 基本方針に照らして適切なものであること。
二 環境の保全に関する知識及び環境の保全に関する指導を行う能力を有する者の育成又は認定を適正かつ確実に行なうものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。
5 主務大臣は、登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知するとともに、その旨を公示しなければならない。
6 主務大臣は、登録の申請に係る人材認定等事業が第4項各号に掲げる要件に適合しないと認める場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。
7 登録を受けた人材認定等事業(以下「登録人材認定等事業」という。)を行なう国民、民間団体等(以下「登録民間団体等」という。)は、第2項各号に掲げる事項を変更したとき又は登録人材認定等事業を廃止したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
8 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(報告、助言等)

第12条

主務大臣は、登録民間団体等に對し、その実施する登録人材認定等事業に關し、登録人材認定等事業の適正な実施を確保するために必要な限度において報告若しくは資料の提出を求め、又はその実施する登録人材認定等事業の適正な運営を図るために必要な助言をすることができる。

(表示の制限)

第13条

人材認定等事業を行なう者は、当該人材認定等事業について、登録を受けていないのに、登録を受けた人材認定等事業を行なう者であると明らかに誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

(登録の取消し)

第14条

主務大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すことができる。
一 登録人材認定等事業が、第11条第4項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき。
二 登録民間団体等が、第11条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
三 登録民間団体等が、第12条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
四 登録民間団体等が、偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
2 主務大臣は、前項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該登録の取消しを受けた者に通知するとともに、その旨を公示しなければならない。

(主務省令への委任)

第15条

第11条から前条までに定めるもののほか、登録に關し必要な事項は、主務省令で定める。

(都道府県又は市町村が行なう人材の育成又は認定のための取組に対する情報提供等)

第16条

主務大臣は、都道府県又は市町村が環境の保全に関する人材の育成又は認定のための取組を行